

令和7年4月以降に失業給付金の受給手続きをお考えの方へ

例年、4月中旬から5月にかけては、失業給付金の受給手続きをされる方が多数いらっしゃるため、今年度も混雑が予想されます。4月以降にお手続きをお考えの方は、以下をご一読いただき、混雑緩和にご協力をお願いいたします。

●混雑が予想される時期

4月7日以降5月中旬までが混雑が予測されます。特に**正午過ぎから混雑する傾向**にありますので、午前中の来所をお勧めします。

●特に混雑が予測される日にち

4月：**10日 11日 14日 15日 18日 21日** 22日 25日 28日 **30日**
5月：**1日 2日 7日 9日 12日**

※**赤字**の日は最大待ち時間が**3時間以上**となる可能性があります。

●失業給付金の仮手続きについて

失業給付金の受給手続きにつきましては、退職した事業所が発行した離職票が必要ですが、退職日の翌日から12日以上経過した場合、**離職票がお手元にない場合でも仮の受給手続きが可能**です。このホームページの◇**お手続きに必要なものを参照**していただき、離職票以外の申請に必要な書類を持参してください。

※3月31日に退職する方が仮の受給手続きが可能となる日にちは、4月14日（月）以降となります。そのため、**4月14日（月）**は特に混雑が予想されます。

令和7年4月以降に失業給付金の受給手続きをお考えの方へ

※離職票は後日雇用保険説明会のタイミング等早めにご持参ください。初回認定日より後に離職票を受理した場合、失業給付金の入金が通常より遅くなる場合がございます。

●受給中の本人確認について

失業給付金受給中の本人確認については、写真2枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、高年齢被保険者の方は1枚）か、マイナンバーカードを都度提示していただくかを選択できます。マイナンバーカードを提示していただく場合、写真の提出は不要ですが、失業認定日ごとに確認が必要となりますので、写真をご提出いただく場合より、失業の認定にお時間を頂戴します。

●ハローワークへの来所日（失業認定日）について

失業給付金を受給するためには、ハローワークが指定した日に来所し、失業の認定を受ける必要があります、指定した日を失業認定日といいます。

失業認定日につきましては、原則失業給付金の受給手続きをした日から4週間ごとの日を指定します（例えば4月2日（水）に受給手続きを行った方は初回の失業認定日が4月30日（水）となります。なお、金曜日にお手続きをされた方は、初回の失業認定日は4週後の1日前の木曜日となり、その後も木曜日が失業認定日となります。また、祝日等がある場合は前後の平日が失業認定日となります）。

●教育訓練給付金（一般・特定一般・専門実践）指定講座を受講予定の方へ

令和7年4月1日以降に、教育訓練給付金指定講座を受講開始予定の方は、給付制限期間の解除が出来る場合がございますので、受給手続きの際にお申し出ください。